

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展にともなう子育て支援や医療・介護など社会保障制度の充実、人口減少下における地域活性化対策など、多岐にわたる役割が求められている。さらに近年は、脱炭素化をめざした環境対策や行政のデジタル化のより一層の推進のほか、新型コロナウイルスや多発する大規模災害など、新たな課題への対応に迫られているが、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人材は限られている。

一方、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、限られた人材で増大する行政課題に対応する必要がある中で地方財政措置として十分ではない。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みやデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それらの対応にかかる人件費も含めた十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所の業務体制・機能の全体的な強化や地域経済の活性化、その他の新型コロナウイルス対策を行えるよう十分な財源措置をはかること。
- 3 子育て支援、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、これらの分野の人材確保のための地方公共団体の取り組みを支える十分な財政措置を講じること。
- 4 2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など、新型コロナウイルス感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助制度が創設されたが、より多くの職場で処遇改善がはかれるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。
- 5 デジタル・ガバメント実行計画に基づく地方公共団体情報システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費として確保されている2,000億円を2023年度以降も継続して確保すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期においては、新旧両制度での対応が必要となるなど、様々な経費の増加が想定されることから、必要な財源を確保すること。
- 6 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 7 会計年度任用職員制度により、各自治体には新たな負担が生じていることから、

必要な財源を確実に確保すること。

- 8 地方交付税の原資となる国税4税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や改正、軽減等を検討する際は、地方の意見を十分に反映させるなど、慎重に検討すること。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年7月1日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 あて